

(裏 面)

記入上の注意

- 1 この診断書は、健康管理手当の受給資格の認定について、厚生労働省令で定める障害（※1の欄の障害）を伴う疾病にかかっているかどうかを証明するものであり、当該疾病が原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかである場合は健康管理手当は支給されません。

- 2 健康管理手当に係る障害は、通例、日常生活において何らかの支障を生ずる程度のものであり、対象疾病は、次に掲げるものです。
 - (1) 造血機能障害を伴う疾病（再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血がその主なものです。）
 - (2) 肝機能障害を伴う疾病（肝硬変がその主なものです。）
 - (3) 細胞増殖機能障害を伴う疾病（悪性新生物がその主なものです。）
 - (4) 内分泌腺機能障害を伴う疾病（糖尿病、甲状腺機能低下症、甲状腺機能亢進症が主なものです。）
 - (5) 脳血管障害を伴う疾病（くも膜下出血、脳出血、脳梗塞がその主なものです。）
 - (6) 循環器機能障害を伴う疾病（高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患がその主なものです。）
 - (7) 腎臓機能障害を伴う疾病（ネフローゼ症候群、慢性腎炎、慢性腎不全、慢性糸球体腎炎がその主なものです。）
 - (8) 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病（白内障のことです。）
 - (9) 呼吸器機能障害を伴う疾病（肺気腫、慢性間質性肺炎、肺繊維症がその主なものです。）
 - (10) 運動器機能障害を伴う疾病（変形性関節症、変形性脊椎症がその主なものです。）
 - (11) 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病（胃潰瘍、十二指腸潰瘍がその主なものです。）

- 3 ※3の欄には、※2の欄に記入した疾病の状態を最もよく表している検査結果を詳しく記入してください。

備考 健康管理手当の受給資格の認定申請を初めて行う場合に必ず使用すること。